

解体工事業の登録等の手引

兵庫県県土整備部

県土企画局総務課建設業室

平成28年6月

目次

1	はじめに	1
2	解体工事業の登録の必要な者	1
3	登録のための要件	2
4	技術管理者の基準	2
5	登録申請手数料	3
6	登録の手続	4
7	登録の有効期間	5
8	登録を受けた後の留意事項	5
	(1) 技術管理者の職務	5
	(2) 標識の設置	5
	(3) 帳簿の備付け	6
	(4) 変更の届出	7
	(5) 廃業の届出	8
	(6) 抹消の届出	8
9	解体工事業の登録申請先一覧	9
	別記様式第1号(省令第3条関係) 解体工事業登録申請書	10
	別記様式第2号(省令第4条関係) 誓約書	13
	別記様式第3号(省令第4条関係) 実務経験証明書	14
	別記様式第4号(省令第4条関係) 調書	16
	別記様式第6号(省令第6条関係) 解体工事業登録事項変更届出書	18
	様式第1号(規則第2条関係) 解体工事業廃業等届出書	20
	様式 建設業許可取得通知書	21

1 はじめに

解体工事業を営もうとする場合は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく土木工事業、建築工事業、又は解体工事業の許可を受けた者を除いて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。いわゆる「建設リサイクル法」。以下「法」という。）により、解体工事業の登録を受ける必要があります。なお、平成 28 年 6 月 1 日時点で現にとび・土工工事業の許可を受けて解体工事を営んでいるものは、引き続き平成 31 年 5 月 31 日までは解体工事業の登録を受けずに解体工事を施工することが可能です。

- * 解体工事：建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（法第 2 条第 3 項）
- * 解体工事業：建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）（法第 2 条第 11 項）
- * 解体工事業者：法第 23 条第 1 項に定める登録を受けて解体工事業を営む者（法第 2 条第 12 項）

2 解体工事業の登録の必要な者

解体工事は建設工事の一つであるので、軽微な工事（1 件当たりの金額が 5 0 0 万円（建築一式工事に該当するものは 1, 5 0 0 万円）未満）に該当しない解体工事を請け負う場合には、土木工事業、建築工事業、解体工事業のうち、工事の種類に対応したいずれかの建設業の許可が必要になります。

一方、軽微な解体工事のみを請け負って営業する者は、建設業の許可を受けない場合には、解体工事業の登録が必要となります（法第 21 条第 1 項）。

なお、解体工事を営もうとする者は、施工する場所の都道府県ごとに登録が必要です。

表 1 【解体工事業登録と建設業許可の比較一覧表】

	解体工事業登録	建設業許可
請け負うことができる工事	1 件 5 0 0 万円（建築一式工事に該当するものは 1, 5 0 0 万円）未満の解体工事	金額の多寡にかかわらず、すべての解体工事
施工可能な場所	登録を受けている都道府県に限る。	全国で可能である。

3 登録のための要件

(1) 解体工事業者の登録を受けるに当たっては、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を選任しなければなりません（法第 31 条）。

また、解体工事業者の登録を受けようとする者は、表 2 に示す事項に該当しないことが必要です。

(2) なお、登録申請書又はその添付書類について、重要な事項に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けているときは、登録を受けられません（法第 24 条）。

表 2 【登録の拒否事由】

1	解体工事業の登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
2	解体工事業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前 30 日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
3	解体工事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
4	法又は法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
5	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (9 において「暴力団員等」という。)
6	解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合にあつては、当該法人及びその役員）が 1～5 又は 7 のいずれかに該当するもの
7	法人でその役員のうち 1～5 までのいずれかに該当する者があるもの
8	法第 31 条に規定する者（技術管理者）を選任していない者
9	暴力団員等がその事業活動を支配する者

※「役員」とは・・・業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。

4 技術管理者の基準

技術管理者は、次の表 3、4 のいずれかの基準に適合するものでなければなりません（省令第 7 条）。

表 3 【実務経験の場合】

学 歴 等	解体工事の実務経験年数	
	通 常	講習※2を受講した者
一定の学科※1を履修した大学卒又は高専卒の者	2 年以上	1 年以上
一定の学科※1を履修した高校卒の者	4 年以上	3 年以上
上記以外の者	8 年以上	7 年以上

表4【有資格者の場合】

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工
	2級建設機械施工（第1種又は第2種に限る）
	1級土木施工管理
	2級土木施工管理（土木に限る）
	1級建築施工管理
	2級建築施工管理（建築又は躯体に限る）
技術士法による第2次試験	技術士（建設部門）
建築士法	1級建築士
	2級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび・とび工
	2級とび + 解体工事の実務経験1年以上
	2級とび工 + 解体工事の実務経験1年以上
民間試験合格者	解体工事施工技士試験※3合格者

注1 一定の学科※1とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を指す。

2 講習※2は、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習をいう。

3 解体工事施工技士試験※3は、(公社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験をいう。

なお、上記の講習※2及び解体工事施工技士試験※3の実施時期等については、次の団体に問い合わせてください。

・(公社)全国解体工事業団体連合会

東京都中央区八丁堀 4-1-3(電話番号 03-3555-2196)

5 登録申請手数料

登録等の申請には、次の手数料（兵庫県収入証紙）が必要です。

解体工事業者登録申請手数料（新規申請のとき）	33,000円
解体工事業者登録更新申請手数料（更新申請のとき）	26,000円

6 登録の手続

解体工事業者の登録を受けようとする者は、解体工事業登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類（省令第4条）を添付して知事に提出しなければなりません（法第22条）。

なお、提出から登録まで標準で約1ヶ月程度かかります。

表5【提出書類の一覧】

	提出書類	様式	留意点
1	解体工事業登録申請書	別記様式第1号	「法人である場合の役員の氏名及び役名等」に記載する役員（※1）の範囲に留意すること。
2	誓約書	別記様式第2号	登録申請者（法人の場合は役員（※1）すべて、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合は法定代理人（法人である場合にあつては、当該法人及びその役員（※1））が表2に該当しないことを誓約する書面
3	登録申請者の調書	別記様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は本人について作成 法人の場合は役員（※1）及び法人自身について作成。ただし、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）については、「賞罰」の欄への記載は要さず、また、これらの者の署名及び押印も要しない。 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者が申請者の場合は法定代理人（法人である場合にあつては、当該法人及びその役員（※1））について作成
4	技術管理者		選任した技術管理者が表3、4に示す基準を満たすことを証明する書面
	実務経験証明書	別記様式第3号	実務経験又は省令第7条第2項で定める講習の受講により技術管理者として申請する場合
	卒業証明書（写し）		一定の学科を履修している場合
	資格者証（写し）		資格により技術管理者として申請する場合
	講習受講証明書（写し）		省令第7条第2項で定める講習の受講により技術管理者として申請する場合
	住民票抄本（又はこれに代わる書面）		登録申請の3か月以内に発行されたもの
5	登記事項証明書（※2）		<ul style="list-style-type: none"> 法人が登録申請する場合、当該法人の登記事項証明書 登録申請者（未成年である場合に限る）の法定代理人が法人である場合は当該法定代理人の登記事項証明書
6	登録申請者等の住民票抄本（又はこれに代わる書面）		<ul style="list-style-type: none"> 個人の場合は本人のもの 法人の場合は役員（※3） 登記申請者が未成年者の場合は法定代理人（法人である場合はその役員（※3））のもの 登録申請の3か月以内に発行されたもの
7	営業所所在地略図		解体工事を営むすべての営業所

- ※1 「役員」…業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）
- ※2 登記事項証明書については、必要に応じて現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書、代表者事項証明書を提出する。
- ※3 ※1の「役員」のうち、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る）の住民票抄本の提出は不要。

7 登録の有効期間

- (1) 解体工事業の登録の有効期間は5年です。
- (2) 5年ごとに登録を更新しなければ、登録は無効となります（法第21条第2項）。
- (3) 解体工事業を引き続いて営む場合は、現に受けている登録の有効期間が満了する日の30日前までに登録の更新を申請してください（省令第2条）。
この場合、最初に登録を受けたときと同様の手続を行います。
- (4) 登録が更新されたとき、更新後の登録の有効期間は、現に受けている登録の有効期間の満了日の翌日から起算して5年間となります。

8 登録を受けた後の留意事項

(1) 技術管理者の職務

解体工事業者は、解体工事を施工するときは、技術管理者に、解体工事の施工に従事する他の者の監督をさせなければなりません（ただし、技術管理者のみが施工する場合を除く。）（法第32条）。

(2) 標識の設置

営業所及び解体工事現場のすべてにおいて、省令で定めるところにより、次の標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません（法第33条）。

【別記様式第7号（省令第8条関係）】

解体工事業者登録票	
25cm	商号、名称 又は氏名
	法人である場合の 代表者の氏名
	登録番号
	登録年月日 年 月 日
	技術管理者の氏名
35cm以上	

備考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

《記入要領》

- 1 「商号、名称又は氏名」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名」、「登録番号」、「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入する。
- 2 「技術管理者の氏名」の欄には、営業所に掲げる解体工事業者登録票の場合は、選任した技術管理者のいずれかの氏名を記入し、解体工事現場に掲げる解体工事業者登録票の場合は、実際にその解体工事現場の技術上の管理を司る技術管理者の氏名を記入する。

(3) 帳簿の備付け

請け負った解体工事について、省令で定めるところにより、1件ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備えておかねばなりません（法第34条）。

この帳簿は解体工事の事業年度の最終日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

なお、帳簿の記載事項や添付される解体工事の請負契約書の内容等が必要に応じて紙面に表示できる場合には、フロッピーディスク等の磁器ディスクやCD-ROM等に記録しても構いません（省令第9条）。

【別記様式第8号（省令第9条関係）】

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

(4) 変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更のあった日から 30 日以内に変更届出書（別記様式第 6 号）及び次の表 6 に示す必要な添付書類（省令第 6 条）を提出してください（法第 25 条第 1 項）。

表 6 【変更する登録事項と必要な添付書類】

変更する登録事項	添 付 書 類
商号・名称・氏名及び住所	・ 登記事項証明書又は住民票の抄本（これに代わる書面）
営業所の名称及び所在地 （商業登記の変更を必要とする場合のみ）	・ 登記事項証明書 ・ 営業所所在地略図
解体工事業者が法人の場合で、新たに役員となる者がいる場合	・ 登記事項証明書 ・ 役員となる者の住民票の抄本（これに代わる書面） ・ 役員となる者が表 2 「登録の拒否事由」に該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第 2 号） ・ 役員となる者の調書（別記様式第 4 号）
解体工事業者が未成年者の場合の法定代理人	・ 法定代理人（法人である場合はその役員）となる者の住民票の抄本（これに代わる書面） ・ 法定代理人（法人である場合はその役員）となる者が表 2 「登録の拒否事由」に該当しない者であることを誓約する書面（別記様式第 2 号） ・ 法定代理人（法人である場合はその役員）となる者の調書（別記様式第 4 号）
技術管理者	・ 技術管理者となる者の住民票の抄本（これに代わる書面） ・ 技術管理者となる者が「技術管理者の基準」（表 3、4）に適合していることを証明する書面（P4 表 5 の 4 の書類）

(注) 「役員」・・・業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者、相談役、顧問及び総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）

(5) 廃業の届出

解体工事業者が次表7のいずれかに該当することとなった場合には、その日から30日以内に「解体工事業に関する届出手続等を定める規則」（平成13年規則第82号。以下「規則」という。）第2条に定める解体工事業廃業等届出書（様式第1号）を提出しなければなりません（法第27条第1項）。

なお、解体工事業者が次表7のいずれかに該当するに至ったときは、解体工事業者の登録は、その効力を失います（法第27条第2項）。

表7 【廃業等の届出を提出する場合】

届出を提出する場合	提出する者
① 解体工事業者が死亡した場合	その相続人
② 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③ 法人が破産により解散した場合	その法人の破産管財人
④ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その法人の清算人
⑤ 兵庫県内で解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員

(6) 抹消の届出

解体工事業者の登録を受けた後、建設業法に基づく、土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可を受けた者は、登録の効力を失いますので「建設業許可取得通知書」を提出してください。

9 解体工事業の登録申請先一覧

※ 県民局再編により平成26年4月1日から、光都土木事務所まちづくり建築課が姫路土木事務所に、豊岡土木事務所まちづくり建築第2課〔八鹿庁舎〕が豊岡土木事務所〔豊岡総合庁舎〕に統合されました。

これに伴い、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、上郡町、太子町、佐用町、養父市、朝来市内に主たる営業所を置く解体工事業者の申請受付窓口が変わっておりますのでご注意ください。

申請先	所在地	電話番号	主たる営業所の所管区域
神戸県民センター 神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-737-2194 2195	神戸市
阪神南県民センター 西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛塚町 2-28	0798-39-1543 1545	尼崎市、西宮市、芦屋市
阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	0797-83-3213 3193	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9231 9405	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9408 9409	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター 姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9566 9562	姫路市、市川町、福崎町、神河町、 <u>相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、上郡町、太子町、佐用町</u>
但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課〔豊岡総合庁舎〕	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3756	豊岡市、香美町、新温泉町、 <u>養父市、朝来市</u>
丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3862 3863	篠山市、丹波市
淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-3246 3247	洲本市、淡路市、南あわじ市
兵庫県県土整備部 県土企画局総務課 建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 内線4575/ 4576	兵庫県以外の都道府県

※ 登録に必要な申請様式は、兵庫県ホームページ（下記 URL）からダウンロードしていただくか、この手引きに掲載している様式をコピーしてご使用ください。

兵庫県ホームページ（「解体工事業の登録等について」）

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks02/kaitai.html>

表面

解体工事業登録申請書				証紙貼り付け欄 （消印してはならない。）
登録の種類	新規・更新	※登録番号		
		※登録年月日	年	月
この申請書により、解体工事業の登録を申請します。 年 月 日				
申請者				印
兵 庫 県 知 事 様				
フリガナ 商号、名称又は氏名				
住 所		郵便番号（ — ）		
		電話番号（ ） —		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名				
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）の氏名及び役名等				
フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役名等（常勤・非常勤）	
申請時において既に受けている登録				

裏面

法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名			
営業所の名称及び所在地			
フリガナ 名 称		所 在 地 郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -	
未成年者である場合の 法定代理人	法定代理人 が個人である 場合	フリガナ 氏 名	
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
	法定代理人 が法人である 場合	フリガナ 商号又は名称	
		住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -
		フリガナ 役員の氏名	役名等（常勤・非常勤）
他の都道府県知事の登録状況			
登 録 番 号		登 録 番 号	

備 考

- ※印のある欄には、記入しないこと。
- 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。
- 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく、すべての営業所について記載すること。

《記入要領》

(表面)

- 1 「登録の種類」の欄は、不要のものを消す。
- 2 「※登録番号」及び「※登録年月日」は、記入しない。
- 3 「申請者」の欄は、申請者の氏名を記入し、押印する。申請者が法人である場合は、商号又は名称、代表者の氏名を記入し、会社印及び代表者印を押印する。
申請書を提出する年月日、兵庫県知事あてであることを記入する。
- 4 「商号、名称又は氏名」の欄は、法人の場合は法人名、個人の場合は本人の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付す。
- 5 「住所」の欄は、法人の場合は主たる営業所（本社、本店等）の所在地を記入し、個人の場合には本人の住所を記入する。郵便番号、電話番号も併せて記入する。
- 6 「法人である場合の代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を記入し、カタカナで振り仮名を付す。個人で申請する場合は、この欄の記入は不要。
- 7 「法人である場合の役員の氏名及び役名等」の欄は、法人の役員の氏名及び役名等を記入し、カタカナで振り仮名を付す。役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいう。総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載する。
個人で申請する場合は、この欄の記入は不要。
- 8 「申請時において既に受けている登録」の欄は、登録の更新をする場合に、現に受けている登録番号を記入する。新規に登録を申請する場合は、記入は不要。

(裏面)

- 9 「法第31条に規定する者（技術管理者）の氏名」の欄は、選任した技術管理者の氏名を記入する。
- 10 「営業所の名称及び所在地」の欄は、すべての営業所について名称・所在地・郵便番号・電話番号を記入する。営業所の名称には、カタカナで振り仮名を付す。なお、この欄には、兵庫県以外に所在する営業所についてもすべて記入する。
- 11 「未成年者である場合の法定代理人」の欄は、法定代理人が個人である場合には法定代理人の氏名と住所とを記入する。氏名には、カタカナで振り仮名を付し、住所には、郵便番号・電話番号を記入する。
法定代理人が法人である場合には、法人名、主たる営業所（本社、本店等）の所在地、法人の役員の氏名及び役名等を記入し、法人名、役員の氏名にはカタカナで振り仮名を付す。役員とは業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）をいう。
- 12 「他の都道府県知事の登録状況」の欄は、登録申請時に兵庫県以外で既に解体工事業の登録を受けている場合に、その登録番号を記入する。他の都道府県で登録を受けていない場合には、記入は不要。

誓 約 書

登録申請者及びその役員並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条第1項各号に
該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

兵 庫 県 知 事 様

《記入要領》

- 1 誓約書は、申請者の氏名を記入し、押印する。申請者が法人である場合は、商号又は名称、代表者の氏名を記入し会社印及び代表者印を押印する。
申請書を提出する年月日、兵庫県知事あてを記入する。
- 2 申請者が解体工事業に関し、成年と同一の能力を有しない未成年者である場合、申請者の下に法定代理人の氏名を記入し、法定代理人の印を押印する。

実務経験証明書

下記の者は、解体工事に関し、下記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印

技術管理者の氏名		生年月日		使用された期間	年 月から
使用者の商号 又は名称					年 月まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明 を得ることが できない場合	その理由				合計 満 年 月
					証明者と被証明者との関係

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物等の構造等を具体的に記載すること。

《記入要領》

- 1 「実務の経験」とは、解体工事に関する技術上の経験で、解体工事の施工を指揮、監督した経験、実際に解体工事に携わった経験をいう。
ただ単に解体工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、解体工事に関する技術習得のための見習いにおける技術的経験も含めて取り扱うものとする。
- 2 「証明者」の欄には、技術管理者の実務経験を証明する者（原則として、技術管理者の使用者）の氏名を記入する。使用者の証明を得ることができない理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄に、その理由を記載して、技術管理者の実務経験を証明できる使用者以外の者の証明とすることができる。
- 3 「技術管理者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする技術管理者の氏名と生年月日を記入する。
- 4 「使用者の商号又は名称」の欄には、証明を得ようとする技術管理者が実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入する。
- 5 「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の記載した使用者に雇用されていた期間を記入する。
- 6 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載した解体工事に関する実務の経験を有したときの職名を記入する。
- 7 「実務経験の内容」の欄には、「職名」の欄に記載した職に従事した期間内において、解体工事に携わった実務の経験を具体的に記入する。例えば、工事名及びどのような種類の構造物の解体であったのかが明らかになるように記入。
- 8 「実務経験年数」の欄には、「職名」の欄に記載した職に従事した期間内において、解体工事に係る経験期間を記入する。これらの期間を合計した年数を「合計」の欄に記入する。この合計年数が表に示す必要な実務経験年数を満たす必要がある。ただし、経験期間が重複するものがある場合には、二重に計算しない。
- 9 必要となる実務経験年数を満たしておれば、技術管理者が経験した解体工事の実務経験の内容をすべて記入する必要はない。所定の用紙内に記入しきれないときは、適宜用紙を追加して、必要となる実務経験年数に達するよう記入する。
- 10 「証明者と被証明者との関係」の欄には、証明者から見た被証明者（技術管理者）との関係を記入する。具体的には、社員、従業員等。

別記様式第4号（省令第4条関係）

登録申請者 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 の調書

現住所	郵便番号（ — ）		
	電話番号（ ） —		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>			

備 考

1 法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人の役員 については、不要なものを消すこと。

2 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さない。

3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。

4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても、記載すること。

《記入要領》

- 1 「現住所」、「氏名」、「生年月日」の各欄には、その書面において記そうとする者について記入する。登録申請者が法人であるときの本人の調書については、「生年月日」の欄は空白とする。また、「氏名」の欄には、カタカナで振り仮名を付す。
- 2 相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さず、また、これらの者の署名及び押印も要しない。
- 3 「賞罰」の欄には、解体工事等に関する行政処分又は行政罰、その他の賞罰について記入する。該当する賞罰がない場合は、「なし」と記入する。

解体工事業登録事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
年 月 日			
届出者			印
兵 庫 県 知 事 様			
フリガナ 商業、名称又は氏名			
住 所	郵便番号（ - ） 電話番号（ ） -		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

《記入要領》

- 1 「商号、名称又は氏名」、「住所」、「法人である場合の代表者の氏名」、「登録番号」、「登録年月日」の欄には、該当する事項を記入する。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、変更があった事項を記入する。
- 3 「変更前」及び「変更後」の欄には、変更に係る部分を対比させて記入する。
- 4 「変更年月日」の欄には、変更があった実際の日付を記入する。

解体工事業廃業等届出書

年 月 日

兵庫県知事様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者）

.....印

電話（ ） -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の理由	

建設業許可取得通知書

年 月 日

兵庫県知事様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人にあつては、名称及び代表者）

.....印

解体工事業登録番号.....

電話（ ） -

下記のとおり、建設業許可を受けたので、解体工事業に係る登録等に関する省令第1条の規定により通知します。

記

許可番号知事許可般・特一.....第.....号 国土交通大臣許可
許可年月日年 月 日
建設業の種類	

備考：建設業許可通知書（写し）又は建設業許可証明書の原本若しくは写しを添付してください。